

意見書の要旨

青梅都市計画地区計画の変更に係る都市計画の案を令和6年12月2日から2週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第17条第2項の規定により、1通（1名）の意見書の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名 称	意 見 書 の 要 旨	青 梅 市 の 見 解
青梅都市計画 地区計画 青梅インターチェンジ北側地区 地区計画	I 賛成意見に関するもの なし II 反対意見に関するもの なし III その他の意見 1通（1名） 青梅市内に類似の施設が多く出来、また、この青梅インター計画にも問題があると思い、意見します。 1 事業の見通し、必要性 近年、青梅市内には東芝跡地に、また、日立研究所跡に同じような物流基地が出来ています。これ以上、作る必要性はあるのでしょうか。 また、市が造成した東青梅市民センターでは店舗が入らず、採算性が取れていません。この青梅インターチェンジ北側地区地区計画においても市は多くの税金を投入する予定になっています。採算はどのようになってしまうのか、はなはだ、問題です。 2 交通不安について 近隣に藤橋小学校があります。近くには岩蔵街道や豊岡街道が通っています。これらの街道は特に拡張の計画もありません。物流基地ができると多くのトラックが来ることは東芝跡地に出来た物流基地でも見られています。 学童の通学路にもなっている岩蔵街道などに多くのトラッ	I 賛成意見に関するもの II 反対意見に関するもの III その他の意見 本地区は、首都圏中央連絡自動車道青梅インターチェンジの北側に隣接していることから、「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針（平成20年5月）」において、流通業務地区の候補地として位置づけられ、「多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年3月）」において、自然環境に十分配慮しながら、流通業務機能などが集積する拠点を形成することとされています。 さらに、「青梅市都市計画マスタープラン（平成26年5月）」では、広域交通の結節点としての利便性を生かし、土地区画整理事業による基盤整備を進め、物流を中心とした流通業務機能などの集積を図ることとしています。また、本地区の集团的農地は、「青梅市緑の基本計画（平成26年5月）」において、開発の際に計画的に緑を配置していく地域とされています。 本地区計画につきましては、これらの上位計画の基本事項を踏

	クが通ることが予想されます。また、周辺の道路にも関連した車両が通過する事が予想されます。これらのトラックなどの車輛増加による児童等の交通事故の増加などの交通不安があります。 3 自然について (1) 緑地について 緑地率を15%以上確保したと書いてあります。しかし、緑地自体が元々あった樹林地を緑地にしている。また、新しく造成する緑地は計画道路の周辺ではなく、計画地内部にはない。 (2) 現在の樹木などを生かす。 計画地内には大きなクスノキなどがある。また、クワなどを主体とした樹林がある。これらの樹々を生かし、大規模な公園や緑地を作することは可能です。 一部は何も手をくわえない広場とし、アセスメントで確認できたオオタカなどの狩場とすることもできます。 (3) 大規模な公園を 計画地内は富士山などが望め、また、遮るものがないので、散歩する方が多くいる。これらの人のためにも計画地内に樹林を生かした等の大きな公園が必要になる。作らなければ、人々の往来がない、ただの物流基地になる。また、計画地は高さ30mの大規模な施設ができ、景観上にも問題がある。 4 結論 青梅市は児童館もなく、子供たちの拠り所となる所もない、子供達にとって冷たい市である。青梅インター北側土地計画に使う費用を子どもたちの教育関連に回すべきである。 よって、青梅インターチェンジ北側地区地区計画を見直し、中央部などに大規模な公園などを作る。市からの支出をやめる。岩蔵街道を拡張する。 これらの事が出来なければ、青梅インターチェンジ北側地区地区計画を縮小、または中止すべきである。	まえ、変更を行うものです。
--	---	----------------------